

宮武外骨による筆誅とその対象 —野口茂平の肺労働事件を題材に—

- ゆまに書房、一九九三年
- 19 高野義夫『朝日新聞へ復刻版』明治編二二五 明治三十六年八月、日本図書センター、一九九七年、一一二頁
- 20 吉野孝雄『宮武外骨此中にあり十 滑稽新聞…完全版五』第一〇〇号、ゆまに書房、一九九四年、四〇二頁
- 21 福田真人『結核の文化史』、名古屋大学出版会、一九九五年
- 22 福田真人『結核という文化 病の比較文化史』、中央公論新社、二〇〇一年
- 23 常石敬一『結核と日本人—医療政策を検証する』、岩波書店、二〇一一年
- 24 福田真人『結核の文化史』、名古屋大学出版会、一九九五年、五七頁
- 25 久保田正文『人物叢書 新装版 正岡子規』、吉川弘文館、一九八六年
- 26 福田真人『結核の文化史』二三五頁、名古屋大学出版会、一九九五年
- 27 大伏肇『資料が語る近代日本広告史』、東京堂出版、一九九〇年
- 28 吉野孝雄『宮武外骨此中にあり七 滑稽新聞…完全版二』第二十四号、ゆまに書房、一九九三年、二九頁
- 29 石川彦太『明治大正昭和 大阪人名録』上巻、日本図書センター、一九八九年、一九八頁
- 30 野口茂平『肺病新論』（第二刷）「緒言」、立志堂野口合名会社、一九〇一年
- 31 大阪大学『大阪大学二十五年度誌』、天業社、一九五六年
- 32 日本学士院日本科学史刊行会『明治前日本薬物学史 増訂復刻版』、井上書店、一九七八年
- 33 井土武久『大阪商工会議所百年史』、大阪商工会議所、一九七九年
- 34 星野高德『明治期大阪市における塵芥処理市営化—大阪市会における衛生問題と財政問題への対応を中心に—』、『三田商学研究』第五四巻 第五号、慶應義塾大学出版会、二〇一一年
- 35 天保山起業組「天保山私立遊園地略図」（大阪歴史博物館所蔵）…大阪市港区ホームページ「港区のプロフィール・港区の歴史・歴史年表」参照 <<http://www.city.osakal.jp/minato/cmsfiles/contents/0000341/341901/tenpozanyuench2.jpg>>
- 36 大阪市港区ホームページ「港区のプロフィール・港区の歴史・歴史年表」<<http://www.city.osakal.jp/minato/page/0000341901.html>>
- 37 前掲注35「天保山私立遊園地略図」
- 38 前掲注30『肺病新論』（第二刷）
- 39 羽島知之『新聞広告美術大系【明治編】第一巻 医薬・化粧品』、大空社、一九九九年、二七八頁
- 40 右同 二五六頁
- 41 前掲注30『肺病新論』（第二刷）「病床日誌」
- 42 前掲注39『新聞広告美術大系【明治編】第一巻 医薬・化粧品』、一二四頁
- 43 藤田幸男『新聞広告史百話』、新泉社、一九七一年
- 44 右同
- 45 前掲注30『肺病新論』（第二刷）「緒言」
- 46 前掲注39『新聞広告美術大系【明治編】第一巻 医薬・化粧品』、一二四頁
- 47 前掲注30『肺病新論』（第二刷）「肺病新論」
- 48 前掲注39『新聞広告美術大系【明治編】第一巻 医薬・化粧品』、一二四頁
- 49 前掲注30『肺病新論』（第二刷）「薬と信用」
- 50 前掲注39『新聞広告美術大系【明治編】第一巻 医薬・化粧品』、一二四頁
- 51 吉野孝雄『宮武外骨此中にあり六 滑稽新聞…完全版二』第一九号、ゆまに書房、一九九三年、五二七頁
- 52 吉野孝雄『宮武外骨此中にあり八 滑稽新聞…完全版三』第四三三号、ゆまに書房、一九九三年、一一一頁

関連し、裁判官も密かに筆誅され続けていたのではないだろうか。誹毀罪事件をきっかけに始まった野口のさらし首は、掲載され続けることで、権力に屈した裁判官も同罪だと訴え続けた。これ以上不当な裁判は行わず、真つ当な判決を下すようにと、宮武なりの隠された攻撃とメッセーヂが込められていたのではないだろうか。

最後に、何故宮武は、野口を『滑稽新聞』に取り上げたのであろうか。この意味を考えると実に宮武らしいので考えを述べておきたい。この記事の中でその名の通り滑稽なのは、筆誅対象になった野口自身であり、『滑稽新聞』の読者であるのだ。

自分に医学能力があると信じて疑わず、商売を続ける。しかし宮武や民衆の目に映るのは、世間に多大な迷惑を掛けているにも構わず、自分は正しいと信じ、受け手側の迷惑に気付くことが出来ないでいる売薬人である。このように一人で空回りしているような姿は、滑稽に映ったのではないだろうか。宮武は、野口自身が信じているものはとんだ偽物で、そんな偽物を信じ続ける野口は滑稽だと作品を通して紹介した。それと同時に、野口に自分の滑稽さを気付かせるように書かれていた可能性も考えられる。滑稽なものを面白おかしく紹介するから、野口は顔無しになつたり、野口茂平を略して野蜘蛛と称し蜘蛛の姿に描かれたりする。宮武の思考を読み取れた読者は楽しく読んだことであろうし、また、現在私たちが読んでも十分に楽しむことができる。

そして対象は野口だけでなく受け手側の民衆にも向けられる。これだけ『滑稽新聞』にて注意喚起をしているにも関わらず野口を信じ、薬を買う者が後を絶たなかった。二年にも及ぶ攻撃期間がそれを証明している。読者が『滑稽新聞』を信じ、すぐに購入を止めたのならば、ここまで長期間には及ばなかつただろう。だからこそこのような滑稽な野口を信じる読者である民衆も、滑稽であるのに違いない。読者までもが宮武にとつては、野口同様滑稽に見えており、対象がどのような人物であろうとその手を緩めることはなかつたのである。

〈注釈〉

- 1 厚生労働省HP <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/nw/jinkou/sui09/deht.html>>
- 2 吉野孝雄『宮武外骨 予は危険人物なり 宮武外骨自叙伝』筑摩書房、一九八五年
- 3 吉野孝雄『歴史文化ライブラリー 宮武外骨 民権へのこだわり』吉川弘文館、二〇〇〇年
- 4 吉野孝雄『過激にして愛嬌あり「滑稽新聞」と宮武外骨』筑摩書房、一九八三年
- 5 木本至『評傳 宮武外骨』、社会思想社、一九八四年
- 6 吉野孝雄『宮武外骨 此中にあり一スコブル上』第二号、ゆまに書房、一九九三年、九十一頁
- 7 高野義夫『朝日新聞 復刻版 明治編 一八五〇—一八五一年八月』、日本図書センター、二〇〇〇年、二二二頁
- 8 吉野孝雄『宮武外骨 予は危険人物なり 宮武外骨自叙伝』筑摩書房、一九八五年
- 9 右同
- 10 吉野孝雄『過激にして愛嬌あり「滑稽新聞」と宮武外骨』、筑摩書房、一九八三年
- 11 赤瀬川原平『学術小説外骨という人がいた!』、白水社、一九八五年、一四七—一五二頁
- 12 木本至『評傳 宮武外骨』、社会思想社、一九八四年
- 13 吉野孝雄『宮武外骨 此中にあり六 滑稽新聞…完全版一』第十号、ゆまに書房、一九九三年、二七二頁
- 14 吉野孝雄『宮武外骨 此中にあり七 滑稽新聞…完全版二』第二十四号、ゆまに書房、一九九三年、一一一頁
- 15 吉野孝雄『宮武外骨 此中にあり六 滑稽新聞…完全版一』第十五号、ゆまに書房、一九九三年、四一—四四頁
- 16 吉野孝雄『宮武外骨 此中にあり七 滑稽新聞…完全版二』第二十一号、ゆまに書房、一九九三年、三十頁
- 17 右同 三十八号、五二三頁
- 18 吉野孝雄『宮武外骨 此中にあり八 滑稽新聞…完全版三』第四十八号、

時日を費し知ずくの間、手後れとなり非命の最後を遂ぐる者ある由なれば同病諸君十分御注意あらん事⁽⁵⁰⁾

新聞の広告などで宣伝されている民間療法の薬には、怪しいものが多いが、注意する必要があると喚起している。結核患者の症状が短期間で完治した、又は何時のものか分からない全快復者の礼状を載せた広告が、世間に横行していることに苦言を呈している。しかし、ここで言及している広告手法は、共に野口自身の著作物に書かれている文と類似であり、自分で自分の広告を怪しげなものと紹介しているような形となっ

おわりに

「肺労散」を巡る宮武と野口の主張について、お互いの出版物を用いて見てきた。

これほどまでに宮武が野口を筆誅するのは、私怨の可能性も考えられるが、次の文章を見るとそれは間違いであることが分かる。

(前略) 吾人が詐欺師を筆誅するは、詐欺師其人を憎むにあらず、詐欺其物を社会に跋扈するを畏る、也

(略) 吾人が一個の詐欺師を誅伐するは千百の同類をして反省改悟せしめんが爲也⁽⁵¹⁾

詐欺を行う人物を憎んでいるのではなく、詐欺行為を行うことを憎んでいることが分かる。野口がどれだけ薬学に精通していても、予防環境を整えていても、宮武には、大きく宣伝した「肺労散」の効能結果が全てであった。次の文章も見てみたい。

野口茂平に告ぐ

余は汝に一言の忠告を與へんと欲す、汝が發賣する所の肺労散のイカサマ薬なる事は證據によつて世人の知る所なり、而して其イカサマ薬の此社会に存在するが爲め、如何程の害があるかを見るに甚だ多大なり、今其重なるものを擧げんに

① 肺労散を實効ある賣薬と信じて購求する地方人士の金錢上の損

害少からず

② 又實効ある賣薬と信じて服用するが爲めに治療の手後れとなりて死去する肺病患者あり(後略)⁽⁵²⁾

薬の効能の有無だけでなく、それに伴う影響や問題にも言及し、この後には猛省を促す文章が続いている。

では、本当に野口は宮武が言う「詐欺師」であったのだろうか。この点について重要なのは「肺労散」が本当に効能の無い薬であったのかという点である。効能結果に関して、死亡した者もいる等の結果は既述したが、宮武が肺労散の実情を取材した結果を参考に詳しく見ていきたい。「宮武が取材を行ったのは、『肺病新論』に礼状を送ってきた中で住所が判明している四十名である。結果、返信が三十一名、うち死亡しなかったものが三名のみと『滑稽新聞』に大きく見出しが付けられ、それぞれ手紙の内容と共に掲載された。内容を見てみると、「肺労散」を用いても死亡したという手紙もあるなか、一時的に快復がみられた者、自己判断で服用を止めた者、他の薬と併用した為完治のきっかけが「肺労散」であるか分からない者等、全く効能が無いとは言いつても記述も少なからず存在している。薬の相性や、福田氏の言うプラセボ問題も考えられるので、効果の有無について、この結果のみで判断するのは難しい。

このように「肺労散」の効果の実情が明瞭でないこと、大阪の環境配慮、療施設設置等の実績から、発言には少なからず怪しいものも存在してはいるが、野口が宮武の定義する効能の無い薬を売り捌き、金儲けをする「詐欺師」であるのか、またこれほどまでに筆誅されるべき人物であったのかについて、今回の研究では断定し難い。

当時そういった薬が蔓延しているのであれば、他の売薬人も同様に執拗に筆誅されるべきである。実際、他の売薬人に関しても繰り返しの筆誅は行われていたが、売薬人において野口のように、連載を組まれてまで筆誅されたものはいない。そのきっかけとなったのは野口が権力者であり、宮武との間に不当な裁判を起こしていることにあるのではないだろうか。両者に何らかの関係が無ければ、誹毀罪事件はあのような裁判結果にはならなかっただろう。民衆の信頼を受けるべき議員が、権力を不当に行使していることに攻撃の矛先は向かった。そして、この事件に

というもので、この頃の売薬には、無効であるものが多く、加えて政府もそれを取り締まることもしなかったことは事実であったようだ。⁽⁴⁴⁾

次に「肺労散」の精製と売薬についての考えをまとめていく。「肺病新論」(第二刷)には次のようにある。

余輩が此妙薬を發見せるは、神の授くる所か佛の與ふる所か、實に事偶然に出でたり、否、仔細に之を思へば、決して偶然に非ず、余輩が多年探究研鑽に心を用ひ力を盡せし結果且は故人が丹精發明の遺澤なり⁽⁴⁵⁾

広告には、

(前略)遂に數百年以前の舊法に鑑み卓効奇拔の妙薬を發見せり是れが原料は藥種といふよりは寧ろ天然物にして即ち肺部の弱き人を助ける爲めに天が之を生ぜしめたるが極めて穩和なる滋養成分にして之を服すれば自然にバチルス即ち結核菌を撲滅するの力を有するものなり⁽⁴⁶⁾

と述べている。薬を精製するにあたって、野口が重視したのは天然物、古来より日本人が慣れ親しんできた漢方を使用することにあるようだ。文章中で登場する天然物や、天が生ぜしものというのはそういういたものを指しているのだろう。しかし人体に影響がない上、大きな効果が見込まれると記しているにもかかわらず、具体的な原料名が明記されていないこと、天が生ぜしものという表現は曖昧であり、疑わしいと思われるも仕方がないようにも思われる。

海外製の薬の多くは胃腸に影響を及ぼすもの、という考えが根強くあったようで、『肺病新論』(第二刷)の記事「劇薬クレヲソートの濫用」⁽⁴⁷⁾他、次の文章もその思考を強く反映している。

尤此事の起りは我邦に於ても其例のあることで醫者や藥屋のなき時代に於ては國民の生命長く總じて健康にして肺病者の如きは決してあらざるが如し今日にても人の知る如く天保時代以上の西洋薬嫌ひの老人杯多くは壯健にして天壽を全うしつゝ、あるは一つの證據で有然るに醫學の進歩するにも拘らず益々病者の數年一年と多く成行は畢竟藥劑等に關係あると云ふ事になつて來るのである例へば肺病者に夫の惡臭味の甚だしき劇薬クレヲソートとか又はグワヤコール其

他種々の劇しき薬を用ゆる等爲め腸胃を害し消化力を失はしむると其餘毒とに由り日を逐うて衰弱又は咯血症に陥らしむるものありと聞く⁽⁴⁸⁾

この文については疑問に思う部分がいくつかある。医者や薬屋がなかった時代に、國民の生命は長く健康であったというのは本当であろうか。流行こそなっていないものの、日本には弥生時代から既に結核があったとされているため、全ての不具合を西洋薬に結論付けるのは些か暴論である。また西洋薬が人体に影響を及ぼし、咯血するというのは誤りで、これもまた、効能の無い薬を服用するため病気の進行が止められず咯血した、というのが正しい解釈だと考えられる。

野口は自分の薬に自信を持っているからこそその発言が度々見られる。(前略)薬とか銀行とか云ふものは信用が第一である、其信用を俄かに得んが爲めに、世間の賣藥業者中には些少の身代もなき者が、無効の時は薬價を幾倍にして返すとか、甚だしきは大金を進呈する杯の駄法螺を吹き、新聞の廣告を利用して、無稽の直言を書き立てる破廉恥漢の横行するは慨げかわしき次第である、(中略)かかる奸商輩跋扈は永續すべきものにあらずれども、余輩が今般世に公にする肺労散の如き、夫れと同一部類と見らるる如き事ありては大ひに迷惑千万なり(中略)今回立志堂の名義に依つて発売せる肺労散が果たして世の詐欺者流のものとの其趣を異にする所以を御確認あらんことを望む⁽⁴⁹⁾

世間に溢れている紛い物を批判した後、自分はそれらとは異なり、違いを確認してほしいと主張している。この後には自分は十分な収入が既にあるので、売薬は金儲けの爲に行っているのではないという説明に続く。さらに宮武が攻撃対象としたような広告についての言及は、「肺労散」の広告にも現れる。

近來新聞の廣告に依て野師的に何々の妙薬で自分の肺病が治つたとか或は一週間で有効とか二週間で治すとか乃至肺病者の全快體狀だ杯と貧民に金を掴まし幾年前に拵らへた手紙か分らぬ様な年月もなきものを幾度も仰山らしく廣告するものあり随つて世間の病者も亦價の安い物やら効能書の駄法螺等に迷はされ之を服用して徒らに

金三円五十銭、三週間文金五円、五十日分金十円⁽³⁸⁾となっている。野口は同時期に、「神理丸」を十四日分五十銭⁽³⁹⁾、「鎮咳散」を八十包入り五十銭⁽⁴⁰⁾でそれぞれ販売しており、肺労散は二つと比較すると高価なものだということが分かる。

右のように肺労散について詳述された『肺病新論』は、野口が著者兼発行人を務め、立志堂野口合名会社より発行された小冊子である。この他にも野口の薬学に関する考えや売薬に対する姿勢、感謝礼状等がまとめられており、郵便配送のみで手にすることができた。現在では明治三三年（一九〇〇）と明治三四年（一九〇一）に発行された第二刷が確認できている。

治療についても『肺病新論』に詳述されており、肺労散を用いて全治した人物の治療経過を記した「病床日誌」⁽⁴¹⁾が掲載されている。対象は広島県に在住する中村俊造氏である。内容から、血縁関係の父方の祖父母、母方の祖父母、父母という以上の血縁者には結核患者がいなかったことが読み取れる。

「現症」の項目から読み解いていくと、結核らしい症状が開始するのは明治三二年六月一五日のことである。某家を尋ね、その夜九時頃体温が四一度まで上昇し嘔吐二回、下痢三回に見舞われている。翌日の一時半頃帰宅するも腹痛に見舞われ、食欲不振が見られる。同月一七日より朝、正午、夕と三回の計温結果が細かく書かれているが、いずれも三七度から三九度という高熱である。

八月一七日には広島内科病院にて診察を受け、右肺萎縮と結核性慢性腹膜炎との診断がくだされている。薬を処方されたものの、同日には大阪市を訪れ元府立大阪病院長の医学士・清野勇氏の診断を受けているが、結果は変わらなかったようで、服薬を三日でやめている。

九月三〇日一奇薬、肺労散を入手している。一〇月二日より服薬を始め、次第に体温が降下、胸部や腹部も快方に向かい食欲増進が見られ、約一週間後の一〇月一日には体温が平温に戻り、快復したと書かれている。

肺労散を服用し快復したのは、このように詳細が掲載された中村氏だけではない。八歳の女の子から三十二歳の成人男性まで、幅広い人たちが

が快復を知らせる礼状を送ってきたとし、名前を挙げている。その人数は数一〇人に及び、同じく掲載された住所を見ると、大阪のみならず近隣県からも礼状が届けられていることが分かり、これらは全て『肺病新論』に掲載されている。

しかし、この中村氏においても礼状を送ってきた人物においても、滑稽社の取材による治療結果は掲載されたものとは異なり、中村氏を含む殆どの患者は死亡したという結果が出された。あくまでこれらの結果は、野口の会社が発表したものなのである。

第三節 野口茂平の著作からみる主張

第一章では、『滑稽新聞』を用いて宮武目線の、「詐欺師」としての野口を紹介した。この節では、これまで宮武研究では見落とされてきた『肺病新論』、「肺労散」広告といった野口が手掛けた資料を用いて、野口の薬についての考えや、売薬広告についての主張などを読み解いていく。はじめに、明治三六年（一九〇三）八月に掲載された「肺労散」の広告を見てみる。

先年独逸政府の開かれたる醫學博士達の大會席上で肺病には妙薬なしと断定せられた事は其當時全世界の醫學に關係せる諸新聞雜誌等によつて發表せられたるにも拘らず患者は矢張り醫者にかゝり澤山薬さへ服用すれば治するもの、如く思ふて居るものが多い殊に醫者の多數は薬を賣るのが商賣の如きであるから自分の手に合ぬ様に成まで商賣氣取りで薬を飲ませ薬價を拂はせる杯は随分患者に氣の毒である⁽⁴²⁾

当時の医療の進み具合と、日本の医療体制についてよくわかる文章となっている。

明治一五年（一八八二）頃の文部省の方針は「売薬検査ノ趣意ハ有害ノ方剂ヲ禁ズルに在リ、無害ノ方剂ハ効ナキモノト雖トモ姑ク之ヲ存シテ発売ヲ禁セス、故ニ免状ヲ与フルハ只其害ナキヲ保ツノミニシテ必ス其薬ヲ以テ有効ノ良劑ト定メ之ヲ世ニ証スルニ非ス」⁽⁴³⁾と云うものであり、また衛生局の見解も「薬用ニ妥当ナル方剂ハ僅少ニシテ無効ノ者大率十ノ八九ニ居ル、但其巨害ナキヲ以テ姑ク之カ発売ヲ禁止セザルノミ」

が分かつている。この尽力についても、同じ会員からは消極的な意見もあつたが、売薬人としての野口の考えからか、塵芥から人々の健康が害されないよう、予防の意味合いを込めて処理にこだわつたのではないかと考えられる。

また健康を考える方面では、明治二年（一八八八）大阪天保山に「天保山私立遊園地」を、天保山企業組の一員として設立したことも読み取れる。施設を利用するにあたり、一口三円の該地遊覧権を購入する必要があつた。遊園地という名前だが、今日のような遊具があるテーマパークのようなものとは異なり、例えるならば大型複合温泉施設という方が近い。防衛省より、天保山砲台跡を地域民に貸下げた場所に造られている。遊園地の目的用法を「天保山遊園地略図」より抜粋したものが次のものとなっている。

該地を私立遊園となし且つ此處欧米文明諸國に行はるゝ所の海水浴海水温泉場並に俱樂部を設け^{おまね}治く府下の人民をして常に此の園内に散策せしめ一は以て疾病者として其治療を完からしむるの媒介たらしめ一は以て健康者をして益々其健康を保たしむるの補助たらしめんと欲す⁽³⁵⁾

疾病者が病を治す場所だけでなく、健康者はより健康体を保つ、病に罹らぬような身体づくりを目的としている。病人のみの施設ではなく、健康的な身体維持も目的の一つとしていたようで、予防の意味あいが強いのだろう。温泉入浴だけでなく魚釣りや潮干狩りといった季節ごとのレジャーを楽しむこともできたようである。⁽³⁶⁾

この「天保山遊園地」はあらゆる病に効果があつたと宣伝しており、諸皮膚病、喘息、痛風、脚気、胃及び腸の疾患、神経病等その種類は二十七種にも及び、肺労つまり結核も含まれている。（図4参照）⁽³⁷⁾

温泉入浴を用いた病の回復と思いだされるのが、この当時盛んに行われていた転地療法である。実際転地療法のなかにも温泉を用いた温泉療法は存在している。加えて魚釣りや潮干狩りが出来、ある程度身体を動かすことのできる場所も確保されている。海辺の潮風が結核に効くとされていたのを考えると、この場所は最適であつたように見受けられる。結核の転地療法地先として有名であつたのは、須磨や

鎌倉であつたことは既に述べて

いるが、野口は新たに自分の基盤でもある大阪に転地療法地を設け、大阪の人にとって身近な転地療法地を設けたかったのではないだろうか。残念ながらこの遊園地は九年後の明治三〇年（一八九七）に築港工事の開始により閉園されることになる。

以上のように、野口は肺労散発売以前においても、病と健康に関心を持った事跡を積み重ねてきたことが判明した。

第二節 野口茂平と「肺労散」

野口が精製・販売した肺労散はどのように服用し、また、それを用いた具体的な治療はどのように行われていたのか見ていきたい。

野口が発売した肺労散の主治効能は肺労、肺結核、肋膜炎、肺炎加答兒、腸結核、肺炎、喉頭結核、その他気鬱症や身体虚弱と結核だけでなく、多岐に効能があると書かれている。用法は大人一日三包、十五歳以下はその半量、五歳以下は三分の一量を毎食後二時間後にオブラート又は浅草海苔に包み微温湯で服用する。値段は一週間分金二円、二週間分

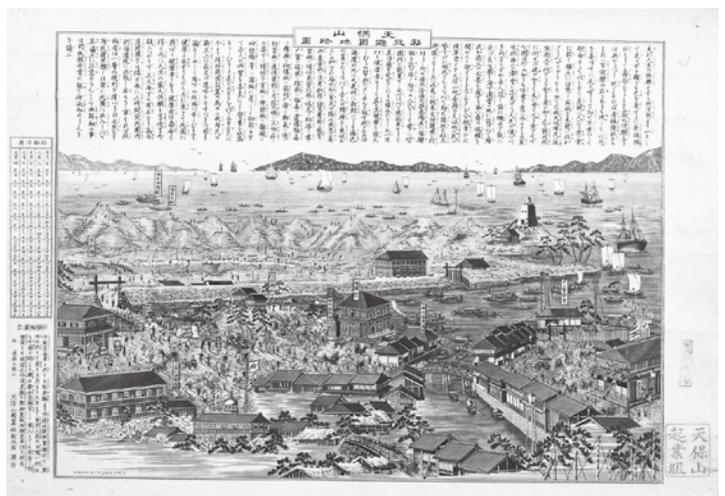


図4 「天保山遊園地」

のは、結核に有効なのは肝であるということだった。まむしや川獺の肝をはじめ、江戸時代には、処刑された人間の肝までもが高値で取引されたと言われている。

費用の高額なサナトリウム療法を受けられない庶民や、治療を受けながらも完治しない、好転さえしない当時の医療に不満があった患者は、いきおい安価で魅力的な宣伝文句に満ちた通俗療法を試さない手はなかったのだろう。新聞や雑誌広告が活発に利用されるようになるのは、明治二〇年以降⁽²⁷⁾の事であり、新聞や雑誌において急速に広まった肺病特效薬の宣伝は、完治を求める人々には最後の希望のように映ったのではないだろうか。

これら通俗療法が流行した背景には、一九四四年にストレプトマイシンが発見されるまで、どのような薬療法も決定的な効果が見られなかったことを強く裏付けさせる。医学的に施される新薬や療法にせよ、通俗の売薬や民間療法あるいは迷信療法にせよ、その効果の程度には差が無い場合が多かったと言える。そうした通俗・民間、迷信療法と言われるさまざまな売薬や療法に対して、正当な医学的治療効果の評価が困難であったことも問題であった。その理由として一つ目に、そうした治療効果に対する科学的な判断基準がまだ確立していなかったこと、二つ目に人間の精神状態が、薬やその他の治療法の効果に少なからぬ影響を与える場合がある、という二点が挙げられる。後者は、かたく薬の効果を信じてそれを服用する人には、たとえ似せ薬であっても程度の効果を上げることがある、というプラセボ効果の問題であると福田氏は言う。

第三章 「詐欺師」の正体

第一節 野口茂平について

この章では、筆誅対象であった野口茂平の経歴の他、薬学や当時の医療について、どのような知識や考えを持っていたのかを見ていく。

野口茂平は嘉永六年（一八五三）八月生まれ⁽²⁸⁾、富山県出身である。立志堂、野口合名会社代表社員であり、売薬商としての肩書⁽²⁹⁾を持つ。

次の文を見てみたい。

余輩幼より藥物探求と薬学の研鑽を好み、業務の餘暇ある毎に、山野を跋渉し、典籍を讎讀して、些か得る所なきにあらず、一二の醫藥を發見して、刀圭社會に少しは名を知る、に至る過る十九年の頃より、愈薬學の世に功あるを悟り、同志を鼓して斯學の隆盛を謀り、藥劑師養成の爲に設立されたる今の私立大阪藥學校（元關西藥學校と私立大阪藥學校と合併後の稱）に力を致し、其身の不肖を顧みずして、同校々主の任に當ると數年、其間常に斯學に精通せる諸先生と往來し、親しく斯學の蘊奥を探り（後略）⁽³⁰⁾

と自ら述べている。右の資料では、私立大阪藥學校となっているが、これは明治三四年（一九〇一）に改称された為であり、一九〇〇年に発行された『肺病新論』には、同所は大阪共立藥學校と記述されている。大阪共立藥學校は、明治二三年（一八九〇）に設立された共立藥學校の改称であり、明治二五年（一八九二）に誕生している。この学校で野口は校主（学校の経営責任者。主に私立大学にいう）を務め、その間も薬学の勉強を進めたことが読み取れる。

大阪で初の藥學校は明治一九年（一八八六）に創立されているため、野口が藥學校で学んだ可能性もあるが、明治六年（一八七三）に行われた調査で、従来の藥品取扱業者は既得権を認められていた⁽³¹⁾ので、幼いころから精通していた野口は、この時点で既得権を認められていた可能性も皆無とは言えない。どちらにしても、薬学に精通している諸先生と、親しく斯學の蘊奥を探ることのできた野口には、相応の知識があったと考えられる。

売薬商として、今回取り上げる「肺労散」以外にも、胃腸に効く「神理丸」や喘息の薬「鎮咳散」といったいくつかの薬を精製・販売している。また、明治一六年（一八八三）七月には大阪における薬学雑誌の嚆矢として『新薬発売新報』を発行している⁽³²⁾。

薬学関係以外にも明治三二年（一八九九）三月、明治三四年（一九〇一）三月、明治三四年（一九〇一）四月、明治三六年（一九〇三）三月の二期にわたって大阪商業會議所の会員を勤めている。⁽³³⁾その他にも大阪市會議員として、当時の大阪塵芥処理問題に大きく尽力した⁽³⁴⁾こと

だった。

明治十一年（一八七八）に刊行された『内科提綱』（佐々木東洋訳）の「肺臓結核」では乳漿療法、葡萄酒療法、乳養療法および肝油、鈹泉、葡萄酒、麦酒、麻酔薬の飲用、フランネル（柔らかく軽い毛織物のこと。身体を冷やさないうよう配慮されたものと考えられる）の着用の説明がなされている。さらに虚弱者にはブランデーやウイスキーといった強い酒、あるいは牛肉のスープを摂取することを勧めている。強い酒の類は気付け薬、牛肉のスープは体力回復剤であろうと福田氏は推測している。これは正岡の治療と密接な関係にあり、治療を記したものに「ブランデーを一口飲む」「此頃余の着物はフランネルのシャツ一枚」という記述が見られる。

こうした治療を重ねた正岡だったが、明治十一年（一八九八）より床に臥せるようになり、ほとんどの生活が床を中心としたものとなった。明治三十三年（一九〇〇）には、興津へ転地療法する案が出されたが、断念している。明治三十四年（一九〇一）頃には衰弱が進み、痛みで絶叫し医者を呼ぶほどであった。正岡は日々のそうした痛みを、モルヒネを飲むことでごまかし続けたが、翌年の明治三十五年（一九〇二）ほとんど危篤状態となり、同年九月、東京の自宅にて没している。

もう一つの治療例として、高山樗牛を見ていきたい。高山は明治二八年（一八九五）一月に初めて左肺炎に異常が認められ、転地療養を勧められる。同年末には伊豆の熱海で温泉浴ないし鈹泉飲用を伴った規則正しい療養を行っていた。しかし効果が芳しくなく、東海道興津地方に転地し「一日に丸薬三回、牛乳二合、鶏卵七個」を摂取し、散歩と大弓に日々を費やした。

転地療養は費用がかかるもので高山の場合、一月あまりで約百円、そのうち食料は十二から十三円がかかっていたとされる。その後は房州根元へと転地し、仙台に戻るがこの頃には肺病の末期症状としての腸結核のようになっていたのだと福田氏は推測している。

それから湘南海岸を根拠にした療養に努めることになる。

高山が入院した平塚杏雲堂病院は、当時流行していた転地療養とサナトリウム療法を兼ねたものであった。転地療法とは、空気の清浄な温暖な土地へ転地したうえで、その土地の病院（必ずしも結核専門ではない）

に入院し加療を受けるものである。サナトリウムが治療を施す施設の事を指し、人里離れた場所でなければ設置は不可能であった。日本では須磨、鎌倉、伊豆、湘南海岸、軽井沢、富士見等が重要な土地であり、今日の観光地やリゾート地と考えれば分かりやすい。主に山岳地帯に多く、他にも土地により海風療法、温泉療法、大気療法などがあり、療法も時代によって流行があつたといわれている。

高山が平塚の病院から妻に向けて宛てた手紙には次のようにある。

（前略）夜咳の出で困る時の薬も貰ひましたが、よく利きました。然しながら咳は概して鎌倉に居る時よりも多くて苦しいので、多分は痰剤のない為だらうと思ひ今日副院長と相談して、咳のきれる薬をもらふことにしました。薬の数は都合七種になりました。食の前後に一種づ、それに怯痰剤、吸入剤、夜咳の出ぬ薬、汗の出ぬ薬、それに朝夕喉に塗るくすり、いやはや薬せめです。（後略）⁽²⁶⁾

こうした治療を繰り返した高山であったが、明治三十五年（一九〇二）二月、平塚杏雲堂佐々木分院にて没する。一〇年に渡る闘病生活であった。

日本の結核患者は止まることを知らず、今回例に挙げた二人の他にも、著名な人物を挙げると、陸奥宗光、小村寿太郎、森鷗外、国木田独步、堀辰雄、滝廉太郎等も肺病患者であった。

まとめると、未だ治療法が全世界で確立されていなかったこの頃、日本の肺病治療は高額な費用が必要であったのは確かである。そして医者の診断を受けたり、転地療法、サナトリウム療法を受けたとしても、滋養のあるものを食べ、痛み止め程度の服薬をし、適度な運動をとる程度の治療しか受けることはできなかった。当時の医師も結核の仕組みを理解していなかったため、対応がこうした初歩的なものにならざるをえなかったと考えられている。

こうした治療環境の中で、完治を願う患者からすれば、完治が可能であるとうたう通俗療法は、とても魅力的に見えたことだろう。例えば、同じく結核患者であった高山樗牛の弟も数々の通俗療法を試していたという。通俗療法には医者、または一般人が作り出した安価な薬や、イモリの黒焼き、蛇の生き血などがあつた。なかでも長い間信じられていた

養所（サナトリウム）が設置されたため、結核菌の考えが日本に入ってきた時期は、結核菌発見からそれほど年月が経過していない時期だったと考えられる。

明治時代の日本の結核患者数は右肩上がり、それに伴った対人口一〇万の死亡率は、明治三二年（一八八九）には百パーセントを超えていることから、結核に対する治療法発見がどれほど急を要すことであつたかは簡単に想像できる。（表二参照）

しかし原因は発見されたものの、結核の確実な治療法発見には長い年月を必要とした。一八九〇年にツベルクリンが発見されたのを皮切りに、サルファ剤やペニシリンといくつかの薬は発見されたが、いずれも治療に効果はみられなかった。後にツベルクリンが結核診断液として使用されたり、X線検査の精密さが向上したことにより、予防や病原体発見には大きな進展がみられている。

一九四四年にアメリカのワクスマンが効果的な抗生物質ストレプトマイシンを発見し、ようやく治療法が確立されていくが、日本に入ってきたのは第二次世界大戦後と言われている。

表2 明治期の結核死亡者数と死亡率

| 西暦 | 明治年号 | 死亡者数 (万人) | 死亡率 (対人口10万) | 西暦 | 明治年号 | 死亡者数 (万人) | 死亡率 (対人口10万) |
|------|---------|--------------|-----------------|------|---------|--------------|-----------------|
| 1883 | 明治 16 年 | 13.808 | 73.5 | 1898 | 明治 31 年 | — | — |
| 1884 | 明治 17 年 | 29.269 | 77.1 | 1899 | 明治 32 年 | — | — |
| 1885 | 明治 18 年 | — | — | 1900 | 明治 33 年 | 71.771 | 163.7 |
| 1886 | 明治 19 年 | 36.138 | 93.1 | 1901 | 明治 34 年 | 76.614 | 172.7 |
| 1887 | 明治 20 年 | 36.369 | 92.0 | 1902 | 明治 35 年 | 82.559 | 183.6 |
| 1888 | 明治 21 年 | 39.687 | 99.0 | 1903 | 明治 36 年 | 85.132 | 186.9 |
| 1889 | 明治 22 年 | 42.452 | 104.3 | 1904 | 明治 37 年 | 87.260 | 189.1 |
| 1890 | 明治 23 年 | 46.025 | 112.3 | 1905 | 明治 38 年 | 96.030 | 206.0 |
| 1891 | 明治 24 年 | 54.505 | 132.1 | 1906 | 明治 39 年 | 96.069 | 204.2 |
| 1892 | 明治 25 年 | 57.292 | 132.6 | 1907 | 明治 40 年 | 96.584 | 203.7 |
| 1893 | 明治 26 年 | 57.798 | 137.7 | 1908 | 明治 41 年 | 98.871 | 206.1 |
| 1894 | 明治 27 年 | 52.888 | 122.3 | 1909 | 明治 42 年 | 113.622 | 234.0 |
| 1895 | 明治 28 年 | 58.992 | 137.0 | 1910 | 明治 43 年 | 113.203 | 230.2 |
| 1896 | 明治 29 年 | 62.790 | 144.3 | 1911 | 明治 44 年 | 110.722 | 222.1 |
| 1897 | 明治 30 年 | — | — | | | | |

福田眞人『結核の文化史』*より抜粋し作成。

* 福田眞人『結核の文化史』名古屋大学出版会 2001年 50頁

る。

現代こそ結核の原因となる結核菌が明らかにされ、数ヶ月から半年間、複数の種類の抗生物質を組み合わせて服用する、という完治治療法も確立されているが、なにもかもが不明慮だった当時は不治の病と恐れられていた。

第二節 明治期の結核治療法―正岡子規と高山樗牛の例から―

この節では、当該時の結核治療について、薬の服薬と自宅治療を主とした正岡子規と、転地治療、サナトリウム療養に当たった高山樗牛の二つの例から見ていく。ここから、二章全体参考文献に加えて、久保田正文氏の『人物叢書 正岡子規』⁽²⁵⁾を参考にしている。まずは正岡子規の例から見ていきたい。

慶応三年（一八六七）伊予（現在の愛媛県）に産まれた正岡は、明治二年（一八八八）鎌倉江ノ島での遊樂中突如加咯血し、その時から一四年に及ぶ肺病療養が始まった。明治四年（一八九一）四月、叔父宛の手紙に「十日前から何となく体調不良だが病というべきほどではない。原因は身体の衰弱ではと思ひ養生を始めた。牛乳と鶏卵を食する位で服薬はしていない」としているが、このあと病は勢いを強めていく。このころ正岡と親交のあつた夏目漱石にも結核の症状が現れる。明治二七年（一八九四）にそのことを知らせる手紙からは食事（栄養摂取療法）、温泉、海水浴、運動（夏目の場合は弓）などが治療法として見られる。明治二八年（一八九五）四月に無理を押して日清戦争従軍記者として清国へ渡つた正岡は体調を崩し、五月二三日から七月二三日まで神戸病院に入院している。ここでは主に氷嚢を胸にのせる、栄養のあるものを食べる（鶏卵、乳牛）、薬（おそらくクレオソート）を砂糖水に溶いたものを服用するという治療が行われていたようである。

七月に須磨保養病院に入院した正岡だったが、やがて広島、須磨、大阪、奈良に立寄り一〇月に自宅のある東京に戻った。そこから自宅にて母と妹の律に世話をされながら、闘病と創作の日々が続くことになる。当時の正岡の月給は二七円であつたが、水薬、散薬（興奮剤）、クレオソート（肺の薬）といった数種類におよぶ薬代は月額一〇円内外という多額なもの

なった。控訴をするも、明治三五年（一九〇二）二月に「原判決を取消にはするが被告は重禁錮一月、罰金五円」という不可思議な結果となる。さらに大阪控訴院へ控訴すると、以前の裁判結果から、筋に沿った証明を行うと共に、彼の名譽を毀損する意図はなく熱意に基づいたものである為、情状酌量が適用されるべきと主張する。しかし、同年四月に訴えは棄却され、名譽棄損について有罪という結果に終わった。このように執拗に繰り返し控訴を行うのには、裁判の判決結果を掲載し、読者に正しい判断をしてもらおう、という考えがあったと吉野氏は述べている。

この一件をきっかけに宮武は『滑稽新聞』第二十六号から、誌面上にて大赦する第一〇〇号まで、新聞記事内や広告欄など違いはあるものの、野口の似顔絵のさらし首を掲載し続ける。「詐欺師野口茂平」の十七篇より、「野口茂平の梟首は彼が自己を顧みず本社に對して誹毀罪の告訴を起した爲め」⁽²⁰⁾と明確な理由が明かされている。これが、裁判で不当な結果を受けた宮武なりの反論の方法であった。さらし首を当初のまま載せ続けるだけではつまらないと考えたのか、回を重ねるごとに首の脇にカラスを登場させたり、そのカラスに糞をかけさせたり、果ては首を瓶詰にしたりと、バラエティに富むことで読者を飽きさせなかった。このさらし首を掲載し続けることも、野口の信条である「繰り返し筆誅すること」に対応しているのだろう。

第二章 結核と葉

第一節 明治期の結核の認識と医療体制

この章では肺労散事件を歴史的に読み解いていくために、結核と治療について述べていく。一節では明治当該期の結核の認識と医療体制について、二節では、当該期の具体的な結核治療例として、正岡子規と高山樗牛のそれぞれの治療過程を見ていく。

明治当時の言い方で結核は、結核以外にも肺病と称されることもあるが、ここでは本文引用等以外では結核という呼び方に統一する。

第一節全体を通して福田眞人氏の『結核の文化史』⁽²¹⁾、『結核という

文化―病の比較文化史―』⁽²²⁾、常石敬一氏『結核と日本人―医療政策を検証する―』⁽²³⁾を参考にしている。

結核とは結核菌という細菌による慢性伝染病のことである。菌を出す人（排菌者）との接触により感染する。大部分が唾やくしゃみを媒介とし、口または鼻から気管を通って結核菌が肺に入り感染する場合が多いことから、経口感染と考えられる。結核と聞くと肺結核と考える人が少なくないが、実際には全身のほとんどの部位に感染するため、腸結核や肝臓結核、咽喉結核等多くみられる。他の細菌に比べて繁殖の速度が非常に遅く、感染してから明らかな初期症状が出るまで四〜六週間と時間がかかるため経過が緩慢な事、感染と発病が別であること、再発、再燃（休止していた病巣が再び活動的になる事）、転移があることが大きな特徴である。

一八八二年にドイツの細菌学者ローベルト・コッホが、原因である結核菌を発見するまで、医学者や科学者、宗教家、思想家さえもが結核の原因を探求し、治療法を考究してきた。考えられた原因は様々で、神への罪を犯した者の罰という宗教的なもの、惑星や衛星の運行が人体に影響を与える占星術的疾疾病観、それと密接に連携した地球的原因、人体における四体液のバランスの崩れが原因という液体病理学説などがあった。はたまた苦悶、懊惱、恋への情熱、性的欲求不満といった人間の感情に関わるもののほか、肺病患者の傾向から上流階級の病氣、才能ある者の病氣と考えられたこともあった。

医療関係者発信の考えは、遺伝説（同じ家系内に遺传的形質として伝わるという考え）と伝染説（人から人へ伝染するという考え）であり、コッホが結核菌を発見した同じ年、福沢諭吉は明治一五年（一八八二）三月二五・二七日に掲載された『時事新報』のなかの「遺傳病之能力」という論説の中で、

肺病、癩病、梅毒、癲狂の諸病は、親子相傳へ兄弟姉妹其質を共にして之を免かる、こと難し。（後略）⁽²⁴⁾

と遺伝説を論じているが、これは誤った考えであり、同時期のヨーロッパでは否定されている考えである。

一八八九年には肺病治療室が帝国大学医学科大学に、須磨には結核療

(23)

質具合に応じて番付されているのだと考えられ、悪質であればあるほど上位を占めているのであろう。

野口以外の人物については売薬商がほとんどであり、『滑稽新聞』の他記事にて筆誅されている人物も少なくない。

行司が大阪毎日新聞、大阪朝日新聞であるのは、詐欺広告を掲載し読者という多数人に害を与えている新聞社各社を、同じ土俵に立つものとして同時に攻撃を加えているのだらうと考えられる。江戸時代の見立番付では、行事の位置には大関と同格のものを置くのが普通である。

『滑稽新聞』第三十八号「詐欺師野口茂平（十六）彼奴の良心存在」⁽¹⁷⁾

『滑稽新聞』第十七号から連載されていた「詐欺師野口茂平」の十六回目であり、最終回の一步手前に当たる。記事の内容として、野口には同居している保という息子がいる。その保氏が毎日のように立ち入る本屋の主人が、滑稽社記者に物語したという話を掲載している。

本屋の主人が保氏に「肺劳散」の効能は実際どうなのだ、と尋ねると保氏は、肺劳散はイカサマ薬であると答える。他にも、保氏が『滑稽新聞』を読んでいると、父（野口）が自分を叱りつけること、しかしそんな父も『滑稽新聞』を読んでいる、と語ったということだった。それを聞いた宮武は、野口が息子を叱るところに彼の良心が残っていると聞いて、叱るのは自分の行いを恥じているのではないかと推測している。それならその良心を社会の人にも引き延ばせ、と言いつくめてくついている。

『滑稽新聞』第四十八号「広告欄「詐欺師には妙薬なし」」(図2参照)

滑稽新聞の広告欄に掲載されたパロディ広告である。この元となっているのは野口の「肺劳散」の広告「肺病には妙薬なし」である。(図3参照) 二つを比べてみると、文字のフォントや書き出し等非常によく似てい



図2 「詐欺師には妙薬なし」⁽¹⁸⁾



図3 「肺病には妙薬なし」⁽¹⁹⁾

ることがわかるが、内容が違うのは誰にでも分かるだろう。「肺劳散」の広告を思わせながら、内容はそれを痛烈に批判している広告となっており、注意喚起を促している。

第三節 さらにし首の理由

先述の「明治発明家列伝」における裁判沙汰について、簡単に経緯をまとめておきたい。

野口は掲載された殺人、偽装の件について内容を否定し、加えてこの記事が誹毀罪に当たるとして、滑稽社を訴えたのである。明治三四年（一九〇一）十一月、初公判を迎えた滑稽社は、偽装事件の被害者からは証言があり、また、野口茂平の詐欺師たる所以を証明するには、彼の私的な経歴を述べるのは避けられないことだと主張したが、証明を行うにも筋に沿っておらず、誹毀に該当するとの理由から敗訴となる。判決は署名発行人である山田金二に「重禁錮一月、罰金五円」という結果と

| | | |
|-------------|-------|-----------------------------|
| 11月20日 | 第38号 | 詐欺師野口茂平(16) / 日本滑稽大辞林【ぬ部】 |
| 12月5日 | 第39号 | 日本滑稽大辞林【ぬ部】 |
| 12月5日 | 第40号 | 華分舟 / 滑稽小辞林 / 広告 |
| 明治36年 1月1日 | 第41号 | 日本滑稽大辞林【の部】 / 滑稽裁判録事 / 華分舟 |
| 1月10日 | 第42号 | 日本滑稽大辞林【はの部】上 |
| 2月20日 | 第43号 | 詐欺師野口茂平(17) / 日本滑稽大辞林【はの部】下 |
| 明治38年 7月20日 | 第100号 | 我社の特典(肝臓魔王の論旨) |

・滑稽新聞(吉野孝雄)「宮武外骨此中にあり6」10 滑稽新聞・完全版1〜5 ゆまに書房 一九九三(一九九四年)を元に制作し、野口に関連、また肺労働について触れた記事のみを選出した。
 ・第40号は第39号の付録として発行された号であるため発行年数が同一である。
 ・「詐欺師野口茂平」の連載は43号で終了する。しかし「日本滑稽大辞林」には最終文字【をの部】(ら行は一回にまとめられた)まで毎号登場した。

『滑稽新聞』の方針は既に述べているが、十号「華分舟中(新聞記者の天職)」では、

新聞記者の天職とする處は社会を標準とするにあり、滑稽記者は強盗又は殺人等の個迅に対する犯罪よりは社会の多数人を害する野口茂平等の如き広告詐欺師の連中を憎むべき大罪人として筆誅するのだ(13)

と野口の具体的な名前が挙がっている。また、二十四号「癩癪玉」では彼の大詐欺師野口茂平の如きは

彼者が自滅するの時來るか
 彼者が改心の實狀を現すの時來るか
 我社が不幸非運にして廢絶するの時來るか
 の三者にあらざるば我社は彼者を誅伐するの記事と行動とは之を中止する事なきなり(14)

と強い決意を顯わしている。

宮武は筆誅としてどのような記事を書いたのであろうか。手法の幅はパロディ化や見立、似顔絵といった視覚的に訴えるものから、純粹に文章で皮肉を加えながら、痛烈に攻撃を加えているものまで、実に豊かである。特徴的な数作品から、どのような筆誅がされていたのか見ていきたい。

『滑稽新聞』第十五号「明治発明家列伝」(三)(15)

『滑稽新聞』内の連載記事「明治発明家列伝」の第三回目に取り上げ

られている。越中国富山の出身であり立志堂主人、現大阪市議員で肺労働の発明者という簡単な野口の経歴を初めに書いている。続けて、土佐の高知で強盗殺人を犯したという話や、薬種問屋春元重助方への借金三百円を、偽装の証書や印形を用いてなかったことにした話などが、大阪薬業家中の評判として書かれている。これらは噂であるため真偽は定かでないが、人柄について信用を失うようなものばかりである。この記事について、後に裁判沙汰にまで発展するのだが、詳しくは三節で述べるとする。事件の中心となる「肺労働」については、材料の一部である「牛黄」^{ごおう}がとても高級品で品数が少ないものであるから、偽って安価なものを混ぜて製しているに違いないなどと批判している。

『滑稽新聞』第二十一号「大阪広告詐欺師番付」(図1参照)

江戸時代に人気だった番付をパロディ化したものである。「明治発明家列伝」とは違い文章で批判するのではなく、視覚的に訴える記事である。通常番付では良いものほど上位に位置づけられる。だが、野口が外枠に横綱として掲載されていることから、この詐欺師番付では詐欺の悪

図1「大阪広告詐欺師番付」(16)

宮武外骨による筆誅とその対象 —野口茂平の肺労働事件を題材に—

が、民衆や滑稽新聞愛読者まで皮肉る記事も書いている。

このように幅広い筆誅の対象のなかで、本論でとりあげるのは、宮武と同じく大阪で活躍していた売薬人、野口茂平である。

宮武研究の第一人者である吉野孝雄氏⁽¹⁰⁾や、雑誌等で広く宮武を紹介した赤瀬川原平氏⁽¹¹⁾、宮武が影響を受けた『団団珍聞』にも精通しており、宮武の評伝も手掛けた木本至氏⁽¹²⁾らはこの一件について、さらし首などの絵画的筆誅記事を中心に、滑稽新聞から抜粋して紹介している。三氏は、滑稽新聞から読み取れる宮武の攻撃意見や、同誌でどのように野口が筆誅されているか紹介するのみで、筆誅を受けた野口が、実際にはどのような医学知識・関心を持ち、肺労働発売に至ったのか、当時の結核治療の水準といった点への言及は行っていない。(宮武も当時の結核治療について『滑稽新聞』にて、肺労働をはじめとした広告による薬の使用について注意喚起をしているが、解決策としては医師に相談する程度しか言及していない)宮武の筆誅対象の実像や当時の社会のなかでの位置付けを検討することは、野口の事例のみならず、宮武の(諷刺)の実態を検討する上でも重要である。

野口茂平という人物について、詳しくは第三章で述べるとして、ここでは宮武と野口の筆誅事件の概要と、実際の雑誌記事を見ていくことにする。

野口茂平は、自身の会社である立志堂野口合名会社から「肺労働」という薬を販売していた。この薬は肺病、現在の結核の特効薬として売り出されていたものである。野口自身が同会社で発行していた『肺病新論』(本書についても第三章で詳述する)という小冊子には、「肺労働」を服薬し肺病が完治したという礼状が掲載され、病に苦しむ人たちは都市地方に限らず買い求めたという。しかし、宮武はこの「肺労働」を全く効能の無い薬であり、野口はこうした薬を高値で売り捌き、金儲けをする「詐欺師」である、と断言したのである。その筆誅は、一節で紹介した宮武自身の言葉通り、反覆され長きに亘って続けられた。『滑稽新聞』第二号から始まった野口への筆誅は、四十二号まではほぼ毎号掲載され(表一参照)、年月では約二年間にも及んだ。

表1 『滑稽新聞』掲載の野口茂平に関する記事

| 発行年月日 | 号数 | 見出し記事 |
|-------------|------|--|
| 明治33年 8月22日 | ※ | 野口茂平「肺病新論」発行 |
| 明治34年 2月25日 | 第2号 | 投票概況 大阪紳士十五傑 / 金儲手引草 / 呆れ売薬 |
| 3月25日 | 第3号 | 大阪紳士十五傑 投票結果 |
| 5月20日 | 第6号 | 滑稽記者入獄未来記(2) / 詐欺広告日誌(1) |
| 6月5日 | 第7号 | 痴癡物語 |
| 7月10日 | 第9号 | 舞文曲筆 |
| 7月25日 | 第10号 | 華分舟 新聞記者の天職 / 詐欺広告日誌(4) |
| 8月5日 | 第11号 | 詐欺広告日誌(5) |
| 9月10日 | 第13号 | 詐欺広告日誌(7) / 明治発明家列伝(序) |
| 9月25日 | 第14号 | 詐欺広告日誌(8) |
| 10月14日 | 第15号 | 明治発明家列伝(3) / 詐欺広告日誌(9) |
| 10月25日 | 第16号 | 野口、詐欺罪の告訴を定期す(広告欄) |
| 11月5日 | 第17号 | 詐欺師野口茂平(1) / 詐欺師野口茂平(10) / 鉄と糊 |
| 11月20日 | 第18号 | 詐欺師野口茂平(2) / 詐欺師野口茂平(11) / 華分舟 詐欺師茂平事件 / 近事雑報 詐欺師茂平事件 / 日本滑稽大辞林【えの部】 |
| 12月5日 | 第19号 | 華分舟 詐欺師野口茂平(3) / 詐欺師野口茂平(12) |
| 12月31日 | ※ | 野口茂平「肺病新論」(第二刷) 発行 |
| 明治35年 1月1日 | 第21号 | 詐欺師野口茂平(4) / 華分舟 野口茂平自画像事件 |
| 2月5日 | 第22号 | 大阪広告詐欺師番付 / 日本滑稽大辞林【かの部】 |
| 2月25日 | 第23号 | 日本滑稽大辞林【きの部】 / 大阪朝日新聞の偽公益 |
| 3月10日 | 第24号 | 詐欺師野口茂平(5) / 人首の黒焼日本滑稽大辞林【くの部】 |
| 4月5日 | 第25号 | 詐欺師野口茂平(6) / 近事雑報 詐欺師茂平事件 / 日本滑稽大辞林【けの部】 |
| 4月15日 | 第26号 | 詐欺師野口茂平(7) / 日本滑稽大辞林【この部】 |
| 4月25日 | 第27号 | 詐欺師野口茂平(8) / 近事雑報 詐欺師茂平事件 / 日本滑稽大辞林【しの部】 |
| 5月5日 | 第28号 | 詐欺師野口茂平(9) / 日本滑稽大辞林【すの部】 |
| 5月20日 | 第29号 | 華分舟 偽の取消申込書、休載報告 / 日本滑稽大辞林【せの部】 |
| 6月15日 | 第30号 | 日本滑稽大辞林【その部】 / 美醜物語 / 今と昔 |
| 7月1日 | 第31号 | 詐欺師野口茂平(10) / 滑稽新聞社の詐欺 / なれなれ集上 / 日本滑稽大辞林【たの部】 / 新古細工 |
| 7月15日 | 第32号 | 詐欺師野口茂平(11) / 日本滑稽大辞林【ちの部】 / なれなれ集下 |
| 8月1日 | 第33号 | 詐欺師野口茂平(12) / 日本滑稽大辞林【つの部】 / 華分舟 大阪の三野口 |
| 8月15日 | 第34号 | 詐欺師野口茂平(13) / 日本滑稽大辞林【ての部】 |
| 9月5日 | 第35号 | 詐欺師野口茂平(14) / 日本滑稽大辞林【との部】 特別寄書 |
| 10月20日 | 第36号 | 詐欺師野口茂平(15) / 日本滑稽大辞林【なの部】 |
| 11月1日 | 第37号 | 日本滑稽大辞林【にの部】 / 詐欺広告雑記 |

いる。

(前略) シテ何故此ゴロ漢が日増に殖るかといふに世間でコソ、と悪い事をするには中々骨が折れる、然るに新聞社員になれば容易に金銭を強奪する事もでき、公然詐欺広告屋の上前を取つても警察官や司法官には之を咎めはせぬ、旨く行れば万朝報の黒岩周六の様に俄紳士になる事もできる、といふので、世間の少し文筆のある者や小才の利いた情氣連中が我も、と新聞を起したり、社員になつたりして、遂に今日の有様である、(後略)⁽⁸⁾

ジャーナリズムとして、不正を訴える立場である新聞記者たちの正体が暴かれている。ただ新聞記者になるゴロ漢たちを批判するだけでなく、具体的な人物名を挙げて分かりやすくすると共に、例に挙げた人物までも同時に批判しているところが如何にも宮武らしい演出である。

さて、このような人気を誇る『滑稽新聞』は滑稽社から発売された雑誌であるが、一冊につき広告ページを除いて本文は約二十ページに及び、不定期ながら月二回ほどの発行を行っていた。もちろん宮武一人の力ではなく、少数ながらも優秀なスタッフと作り上げたものであった。

表向きは発行部、編集部、広告部、告発部、意匠部、通信部と分担されていたようだが、実際は主筆の宮武を筆頭に助筆者、画工、短報記者という役割と共に行っていたという。本名が判明しているスタッフは、もともと印刷業を営み福田堂の主人であった印刷担当の福田友吉、宮武の右腕として長期に活躍し、「幽蘭」というペンネームで執筆を行った三好米吉、詩人の溝口駒造、「ヤング・ナイチン」のペンネームで活躍した板橋菊松、社会主義者の森近運平。絵師には、奴慾内、高砂太夫、墨池亭黒坊らが活躍した。罰金刑や発行・発売禁止処分になることが多かった為か、白川朋吉、伊藤秀雄、中井準太、野平穰一、河合正鑑、日野国明、横山鉦太郎、岸本市太郎と顧問弁護士も多かった。

どのような雑誌を創刊するにしても、方針や軸といったものが無くてはならない。軸が無く、世間に流されるような雑誌であるならば、一時の流行に乗ったとしても時代に淘汰されるであろう。『滑稽新聞』は第一号から最終号までこの方針を外すことなく、雑誌づくりに取り組んでいたからこそ人気を博し、長寿雑誌にもなりえたのだと考えられる。

宮武の雑誌制作の方針や決意を、少し長いが引用する。

非常の熱心と非常の胆力で極めて過激に極めて痛快な記事を書き所謂日本一の新聞を拵へて社会の実益と自己の存立を計るには、従来の新聞の真似事などをして居ては到底ダメである、都合のいい時ばかりの大言や、読者招きの看板のみで無く、実際、行住不斷に、

威武に屈せず、富貴に淫せず、ユスリもやらず、ハツタリもせずの精神で強がり者イデメ、詐欺屋征伐等、直言直筆をやつて、記事の主旨を貫通せしめる様にせなければならぬ、夫れには大なる政事上の空論などを避けて可成俗耳に入り易い卑近な方向を手始めにして、同一記事を反覆せなければならぬ、一度書いた事は二度とは書かぬなど云はず、其実効を奏する迄は何遍でも繰反すこと、(中略)

次に社会の多数人を害する奴を主として筆誅せねばならぬ、一家の私事仮令ば後家の醜聞とか娘の淫乱とか夫婦喧嘩をするの借金山の如しのと云ふ事は直接に社会の多数人を害するものでも無いから、其様な事よりは直接間接に世間を毒する新聞屋の脅喝やハツタリ、詐欺広告屋の奸索、官吏議員の収賄などを手ヒドク攻撃せねばならぬ、又其攻撃をするには過激と痛酷が必要である、今日の社会は腐敗の上に腐敗を重ね、墮落の下に又墮落して居るのであるから、普通平穩の忠告文メキたる事やアテコシリ位では其記事の効能が現はれない、面の皮の厚い奴が多いのであるから法律の許す限りは極めて過激に、極めて痛酷にやらねばならぬ、(後略)⁽⁹⁾

文中に語られている「一度書いた事は二度とは書かぬなど云はず、其実効を奏する迄は何遍でも繰反すこと」「社会の多数人を害する奴を主として筆誅せねばならぬ」という二文は、後に取り上げる野口への筆誅に見られる大きな特徴であるため、注意して覚えておきたい。

第二節 「詐欺師」への糾弾——『滑稽新聞』より——

宮武が『滑稽新聞』にて筆誅した相手には、どんな人物がいたのだろうか。本編を見てみると、伊藤博文や板垣退助といったよく知られている人物や、大阪で活動していた売薬人、商売人、裁判官といった権力者やその地域に名の知れている者たちが多い。また筆誅とは気色が異なる

第一章 筆誅者・宮武外骨

第一節 宮武外骨について

この章では筆誅者である宮武外骨の簡単な経歴と、『滑稽新聞』を制作するにあたって、どのような信念を持っていたのかを見ていきたい。一章全体を通して吉野孝雄氏の『宮武外骨 予は危険人物なり 宮武外骨 自叙伝』⁽²⁾、『歴史文化ライブラリー 宮武外骨 民権へのこだわり』⁽³⁾、『過激にして愛嬌あり「滑稽新聞」と宮武外骨』⁽⁴⁾を参考にしていく。

宮武外骨は慶応三年（一八六七）、讃岐国阿野郡羽床村大字小野、現在の香川県綾南町の庄屋の四男として誕生した。幼少期十二歳頃より諷刺雑誌に興味を持ち、当時の人気諷刺雑誌である『团团珍聞』や『驥尾団子』などを愛読していた。両者とも、広島県出身の野村文夫が手掛けた風刺雑誌であり、『驥尾団子』は『团团珍聞』の姉妹誌に当たる。この雑誌は後の宮武に大きな影響を与えたといってもよいし、宮武がこの雑誌に出会っていなければジャーナリストとしての宮武外骨は誕生していなかっただろう。

明治十九年（一八八六）、当時の「大新聞」をパロディにした『屁茶無苦新聞』でジャーナリストとしての道を歩みだした宮武は、明治二二年（一八八九）二月に当時東京で発行していた『頓智協会雑誌』に、発布されたばかりの帝国憲法条例と憲法を下賜する天皇を描いた錦絵のパロディを掲載し不敬罪として処罰され、三年八ヶ月の獄中生活を送ることになる。

東京での一件から明治二五年（一八九二）に出獄した宮武は、台湾、対馬での静養期間を経て、故郷の讃岐へ帰郷した。宮武は大阪で再起し、明治三四年（一九〇一）に『滑稽新聞』を創刊する。これは宮武が発行した数多くの新聞・雑誌の中で、もっとも成功した雑誌であった。『滑稽新聞』は明治三四年（一九〇一）から四一年（一九〇八）の連載八年、総号数一七三号という長寿作品であったが、最後は権力によってどうにもなる裁判結果に腹を立て、権力やそれに逆らうことのできず、正しい判断をしない裁判官や検事などに対する悪口をならべた。その結果より予想される発売禁止・発行停止に先だって、宮武自身が「自殺号」を

発行、廃刊というかたちで幕を閉じた。この手法は、遺書をしたため、誌上で娘が自害する凶を掲示した『驥尾団子』の最終回に類似している⁽⁵⁾ことから、宮武が同雑誌から受けた影響がはつきりと分かる。

『滑稽新聞』の人気ぶりは発行部数による数字が明らかにしている。宮武は著作の中で次のように部数の紹介をしている。

予が明治二十年以来編輯発行した月刊雑誌は、成功失敗交々であったが其初號の売高を露骨に列挙すると左の通りである

（中略）

滑稽新聞一號六千部 後には毎月八萬部⁽⁶⁾

他にも明治四十一年八月二十八日付の『東京朝日新聞の』内の小説や雑誌の売上、値段等色々を書いた「出版界の趨勢（下）」によれば、当時代表的な文芸雑誌の『文芸倶楽部』が三万八千五百部を発行しており、文芸雑誌で一番発行部数が多かった。続いて『文章世界』が二万部、『新小説』が九千部、『ホトトギス』が七千部、『ハガキ文学』が六千部と続き、これらは比較的好調な文芸雑誌であった。現在でも名前の知られている『新潮』はこの頃五千部以下であった。人気漫画雑誌だった『東京パック』も発行部数は九千部であり、これより『滑稽新聞』の異常とも言える人気ぶりが窺える。また、同記事では「少し欲悪な物だが大阪の『滑稽新聞』は毎月七万部乃至六万五千部を印刷する相だ」と報じている。この人気からか、『東京滑稽新聞』『滑稽雑誌』『滑稽世界』などといった『滑稽新聞』の模倣雑誌が大阪や京都、東京などの都市部でいくつかみられたという。

宮武は明治時代に奇矯の言動で活躍したジャーナリストであり、明治の言葉で言えば筆一本で世間を渡る「操觚者」であった。他にも「反骨の人」「つむじまがり」など、宮武を称する言葉は少なくない。

宮武が操觚者として活躍した当時二十世紀を迎えたばかりの商業の町、大阪では悪徳商人の横行、誇大広告の蔓延、そしてそれを取り締まる当局者の腐敗と、それらを告発するジャーナリズムには記事のネタに有り余るほどの不正がはびこっていた。社会に浄化能力は乏しく、繁栄がもたらす逸楽に満足した庶民は、不正に顔をしかめながら、それでも腐敗と共に暮らしていた。このことについて宮武は次のように言及して

宮武外骨による筆誅とその対象——野口茂平の肺労散事件を題材に——

齋藤 千恵

(鍛治 宏介ゼミ)

目次

はじめに

第一章 筆誅者・宮武外骨

第一節 宮武外骨について

第二節 「詐欺師」への糾弾——『滑稽新聞』より——

第三節 さらし首の理由

第二章 結核と薬

第一節 明治期の結核の認識と医療体制

第二節 明治期の結核治療法——正岡子規と高山樗牛の例から——

第三章 「詐欺師」の正体

第一節 野口茂平について

第二節 野口茂平と「肺労散」

第三節 著作から見る主張

おわりに

はじめに

どの時代でも、病と人との関係は切れないものである。医学や薬学の進歩によって今日では、かつて治療法が不明瞭だったもの、それに伴って不治の病とされていた病も、治療法が明確になり、全快復の見込もたつようになってきている。

結核は、そのような現在は完治が可能となった病の一つであるが、明

治時代においては、不治の病と恐れられた病であり、昭和に入っても三二年（一九五六）まで日本人の死因最上位の病気であった¹⁾。原因は明らかであっても、治療法が確立していなかった当時、高額な薬や療法を行っても完治の見込みが薄い医療に対して、患者はただ不満を抱えるしかなかった。そんな中、結核にたいする安価特効薬が、新聞や雑誌広告を利用し、世の中に跋扈し始める。それらの薬は、医者のみならず一般人の手で作り出されたものもあり、薬の効果に関して医学的根拠に乏しいものが多かった点に問題があった。本論で取り上げるのは、そのような時代に、結核特効薬を作った野口茂平という人物と、彼が作った「肺労散」という薬である。大阪で発売されたそれは、当時のジャーナリストである宮武外骨によって効能の無い薬であるとされ、薬と製作者の野口は彼の著作雑誌『滑稽新聞』にて長きに亘り攻撃を受ける。これまでこの一件は、宮武外骨研究のなかでも注目されてきたが、ここでの検討は、宮武の『滑稽新聞』を中心に進められており、宮武視線のものがほとんどであった。宮武は多くの者を筆誅してきたが、果たして野口は、これほどまでに攻撃を受けなければならぬ存在だったところだろうか。彼は本当に効能の無い薬を民衆に売りつける、宮武が言うところの「詐欺師」であったのだろうか。そして、宮武は何故彼を『滑稽新聞』に取り上げたのであるのか。本稿では、この宮武による野口茂平筆誅事件を、宮武による筆誅記事のみに注目するのではなく、当時の結核治療のあり方や、野口自身による著作物や発行物にも注目することで、双方の視点よりこの一件の実像を明らかにしていきたい。